

第 4 3 5 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 4 . 2 . 2 0 提 案 分

区 分		議 案 No	議 案 名															
議 案 (68件)	予 算 案 (19件)	1	平成 2 3 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)															
		2	平成 2 4 年度 島 根 県 一 般 会 計 予 算															
		3 ～ 1 4	平成 2 4 年度 島 根 県 総 務 事 務 集 中 処 理 特 別 会 計 予 算 外 1 1 特 別 会 計 予 算 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">3 総務事務集中処理</td> <td style="text-align: center;">4 公債管理</td> <td style="text-align: center;">5 証紙</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 市町村振興資金</td> <td style="text-align: center;">7 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 母子寡婦福祉資金</td> <td style="text-align: center;">9 農林漁業改善資金</td> <td style="text-align: center;">1 0 中小企業近代化資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 1 中海水中貯木場</td> <td style="text-align: center;">1 2 臨港地域整備</td> <td style="text-align: center;">1 3 流域下水道</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 4 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	3 総務事務集中処理	4 公債管理	5 証紙	6 市町村振興資金	7 あさひ社会復帰促進センター診療所		8 母子寡婦福祉資金	9 農林漁業改善資金	1 0 中小企業近代化資金	1 1 中海水中貯木場	1 2 臨港地域整備	1 3 流域下水道	1 4 県営住宅		
		3 総務事務集中処理	4 公債管理	5 証紙														
		6 市町村振興資金	7 あさひ社会復帰促進センター診療所															
8 母子寡婦福祉資金	9 農林漁業改善資金	1 0 中小企業近代化資金																
1 1 中海水中貯木場	1 2 臨港地域整備	1 3 流域下水道																
1 4 県営住宅																		
1 5 ～ 1 9	平成 2 4 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 予 算 外 4 事 業 会 計 予 算 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">1 5 病院</td> <td style="text-align: center;">1 6 電気</td> <td style="text-align: center;">1 7 工業用水道</td> <td style="text-align: center;">1 8 水道</td> <td style="text-align: center;">1 9 宅地造成</td> </tr> </table>	1 5 病院	1 6 電気	1 7 工業用水道	1 8 水道	1 9 宅地造成												
1 5 病院	1 6 電気	1 7 工業用水道	1 8 水道	1 9 宅地造成														
2 0	<p>島根県情報公開条例の一部を改正する条例</p> <p>情報公開を実施する機関に島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社を追加することについて所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 4 年 4 月 1 日</p>																	
2 1	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額引き下げ（医師・歯科医師を除く。） ・ 期末手当引き下げ（△0.10月分） ・ 勤勉手当引き下げ（△0.05月分） ・ 55歳を超える職員の給与の抑制（△1.5%） ・ 平成18年度給料表の切替に伴う経過措置額の段階的廃止 <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 4 年 4 月 1 日</p>																	
2 2	<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額引き下げ ・ 期末手当引き下げ（△0.10月分） ・ 勤勉手当引き下げ（△0.05月分） ・ 55歳を超える職員の給与の抑制（△1.5%） ・ 平成18年度給料表の切替に伴う経過措置額の段階的廃止 <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 4 年 4 月 1 日</p>																	
2 0	<p>島根県情報公開条例の一部を改正する条例</p> <p>情報公開を実施する機関に島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社を追加することについて所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成 2 4 年 4 月 1 日</p>																	

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	23	市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正 ・給料月額引き下げ ・期末手当引き下げ（△0.10月分） ・勤勉手当引き下げ（△0.05月分） ・55歳を超える職員の給与の抑制（△1.5%） ・平成18年度給料表の切替に伴う経過措置額の段階的廃止 施行日：平成24年4月1日	
	24	特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 一般職の期末手当の改正に準じて期末手当の支給割合を引き下げ（△0.10月分） 施行日：平成24年4月1日	
	25	特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 特別職報酬等審議会の答申を受けて、知事、副知事及び常勤監査委員等の給料等の額について所要の改正 施行日：平成24年4月1日	
	26	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 知事等の給与の減額期間を2年間延長するための所要の改正 施行日：平成24年4月1日	
	27	職員の管理職手当の特例に関する条例 管理職手当の減額率及び期間を新設 ・管理職手当の減額率 部次長級 12.5% 課長級 10% ・減額期間 平成24年4月1日～平成26年3月31日 施行日：平成24年4月1日	
	28	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 組織改正により原子力環境業務を一元化することに伴う規定の整理 ・放射線取扱業務等従事手当の支給対象となる業務を所管する原子力環境センターを保健環境科学研究所から総務部原子力安全対策課へ移管 施行日：平成24年4月1日	

区 分		議案No	議 案 名			
条例案 つづき	29	<p>特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>地方税法の改正等に伴う所要の改正</p> <p>①地方税法の改正に伴う引用する条項の整理</p> <p>②法人税法及び中心市街地の活性化に関する法律の改正に伴う引用する条項の整理</p> <p>施行日：①平成25年1月1日 ②公布の日</p>				
	30	<p>島根県県税条例の一部を改正する条例</p> <p>地方税法の一部改正等に伴う所要の改正</p> <p>①県税に関する条例又は規則の規定による処分のうち、申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分についての理由の開示</p> <p>②東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までの各年度の個人県民税の均等割の税率を改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度まで 1,000円</td> <td>H26～35年度 1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③特定非営利活動促進法の改正に伴う規定の整理</p> <p>施行日：①平成25年1月1日 ②公布の日 ③平成24年4月1日</p>	改正前	改正後	H25年度まで 1,000円	H26～35年度 1,500円
	改正前	改正後				
	H25年度まで 1,000円	H26～35年度 1,500円				
	31	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、及び関係法令の改正等に伴う所要の改正</p> <p>①水道法に基づく専用水道の事務を浜田市へ移譲することに伴う規定の整理</p> <p>②「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、市町村に法定移譲される事務に係る規定の削除 ・市町村に権限を移譲している規定の削除</p> <p>③松江市の特例市移行（平成24年4月）に伴い、松江市に法定移譲される事務に係る規定の削除</p> <p>④関係法令の改正に伴う規定の整理</p> <p>施行日：平成24年4月1日 (②の一部 平成25年4月1日) (④の一部 公布の日)</p>				
32	<p>住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムを使用した本人確認情報の利用又は提供に係る事務について所要の改正</p> <p>・県営住宅の家賃等の徴収及び敷金の還付に関する事務外1事務の追加及び3事務の削除</p> <p>施行日：平成24年4月1日</p>					
33	<p>島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例</p> <p>行政需要の変動に伴う、職員定数の改正</p> <p>・警察官 1,474人 → 1,486人</p> <p>施行日：平成24年4月1日</p>					

区 分		議案No	議 案 名																						
条例案 つづき	3 4	<p>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>児童数及び生徒数の変動等に伴う職員定数の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校教育職員 1,627人 → 1,626人 ・ 高等学校事務職員等 195人 → 196人 ・ 特別支援学校教育職員 934人 → 983人 ・ 特別支援学校事務職員等 80人 → 80人 ・ 小学校及び中学校教育職員 5,277人 → 5,157人 ・ 小学校及び中学校事務職員等 361人 → 360人 <p style="text-align: right;">施行日：平成24年4月1日</p>																							
	3 5	<p>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>道路交通法施行令の改正等に伴う所要の改正</p> <p>①運転免許試験等に係る手数料の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許試験手数料 ・ 免許証交付等手数料 ・ 技能検定員審査等手数料 ・ 講習手数料 <p>②大規模災害時における手数料の免除に関する改正</p> <p>運転免許証の再交付手数料（仮運転免許に係る免許証を含む。）及び運転経歴証明書の再交付手数料について免除規定を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者：著しく激甚な災害により被害を受け、手数料を免除することが適当であると公安委員会が認める者 <p style="text-align: center;">施行日等：①平成24年4月1日 ②平成24年4月1日(平成23年3月11日から適用)</p>																							
	3 6	<p>東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例</p> <p>東日本大震災に対処するため、特殊な勤務に従事する地方警察職員に対する手当を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る救難作業等手当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作 業 区 域</th> <th style="text-align: center;">手 当 額 (日 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①福島第一原発敷地内</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 免震重要棟外</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> <tr> <td> ・ 免震重要棟内</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>②警戒区域（原発から半径20km圏内）</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 屋外作業</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td> ・ 屋内作業</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td> ・ 原発から半径3km圏内の屋外作業</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>③計画的避難区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 屋外作業</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td> ・ 屋内作業</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救難捜索等に係る救難作業等手当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>救難作業等に引き続き5日以上従事した場合</td> <td style="text-align: center;">1,680円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日等：公布の日（平成23年3月11日から適用）</p>	作 業 区 域	手 当 額 (日 額)	①福島第一原発敷地内		・ 免震重要棟外	20,000円	・ 免震重要棟内	5,000円	②警戒区域（原発から半径20km圏内）		・ 屋外作業	10,000円	・ 屋内作業	2,000円	・ 原発から半径3km圏内の屋外作業	20,000円	③計画的避難区域		・ 屋外作業	5,000円	・ 屋内作業	1,000円	救難作業等に引き続き5日以上従事した場合
作 業 区 域	手 当 額 (日 額)																								
①福島第一原発敷地内																									
・ 免震重要棟外	20,000円																								
・ 免震重要棟内	5,000円																								
②警戒区域（原発から半径20km圏内）																									
・ 屋外作業	10,000円																								
・ 屋内作業	2,000円																								
・ 原発から半径3km圏内の屋外作業	20,000円																								
③計画的避難区域																									
・ 屋外作業	5,000円																								
・ 屋内作業	1,000円																								
救難作業等に引き続き5日以上従事した場合	1,680円																								

区 分		議案No	議 案 名																																							
条例案 つづき	37	島根県手数料条例の一部を改正する条例 介護保険法の改正に伴い、介護サービス情報の公表制度に係る手数料を廃止 施行日：平成24年4月1日																																								
	38	島根県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 障害者基本法の改正に伴う所要の改正 ①協議会名称を「島根県障がい者施策審議会」に改正 ②障害者基本法の改正に伴う引用する条項の整理 施行日：①法施行の日又は条例公布の日のいずれか遅い日 ②条例公布の日及び法施行の日又は条例公布の日のいずれか遅い日																																								
	39	島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例 飯南寮の移転に伴い、寄宿舍使用料の額について所要の改正 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>3,000円</td> <td>月額</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成24年4月1日					改正前		改正後		月額	3,000円	月額	9,000円																												
	改正前		改正後																																							
	月額	3,000円	月額	9,000円																																						
	40	島根県漁港管理条例の一部を改正する条例 五十猛漁港を和江漁港に統合し、一体的な整備を行うための所要の改正 施行日：平成24年4月1日																																								
41	島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例 依頼調査項目の見直し及び写真のデジタル化に伴い、手数料について所要の改正 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 査</td> <td colspan="3">19,480円/日</td> <td colspan="2">削 除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">写 真 撮 影</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">\</td> <td>最初の 1 視野</td> <td>追加の 1 視野</td> <td>最初の 1 視野</td> <td>追加の 1 視野</td> </tr> <tr> <td>アナログ</td> <td>3,480円</td> <td>1,160円</td> <td rowspan="2">1,310円</td> <td rowspan="2">610円</td> </tr> <tr> <td>デジタル</td> <td>1,960円</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>成績書等の 複本の交付</td> <td>780円/通</td> <td>アナログ</td> <td>570円</td> <td>330円</td> <td rowspan="2">780円/通 ※写真の有無 による追加費用なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>デジタル</td> <td>730円</td> <td>420円</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成24年4月1日					区 分	改正前			改正後		調 査	19,480円/日			削 除		写 真 撮 影	\	最初の 1 視野	追加の 1 視野	最初の 1 視野	追加の 1 視野	アナログ	3,480円	1,160円	1,310円	610円	デジタル	1,960円	860円	成績書等の 複本の交付	780円/通	アナログ	570円	330円	780円/通 ※写真の有無 による追加費用なし			デジタル	730円	420円
区 分	改正前			改正後																																						
調 査	19,480円/日			削 除																																						
写 真 撮 影	\	最初の 1 視野	追加の 1 視野	最初の 1 視野	追加の 1 視野																																					
		アナログ	3,480円	1,160円	1,310円	610円																																				
		デジタル	1,960円	860円																																						
成績書等の 複本の交付	780円/通	アナログ	570円	330円	780円/通 ※写真の有無 による追加費用なし																																					
		デジタル	730円	420円																																						
42	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 特定非営利活動促進法の改正に伴う所要の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定非営利活動法人制度の認定手続、公示等に係る規定の追加 ・仮認定制度に係る規定の追加 ・認証制度の柔軟化等（軽微補正、届出による定款変更の範囲を拡大等）のための規定の整理 施行日：平成24年4月1日																																									
43	島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例 自然公園法、自然環境保全法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の改正を受け、市町村が公園事業の一部を執行する場合における知事の承認、協議とすること等について所要の改正 施行日：平成24年4月1日																																									

区 分		議案No	議 案 名							
条例案 つづき	4 4	<p>島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>江の川工業用水道において原水の供給を開始することに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江の川工業用水道における原水の料金の新設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単価(1立方メートル当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>9 円</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td>9 円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>1 8 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	区 分	単価(1立方メートル当たり)	基本料金	9 円	特定料金	9 円	超過料金	1 8 円
	区 分	単価(1立方メートル当たり)								
	基本料金	9 円								
	特定料金	9 円								
	超過料金	1 8 円								
	4 5	<p>島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に係る最低基準について必要な事項を規定</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成24年4月1日</p>								
4 6	<p>島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、認定こども園の認定要件について所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成24年4月1日</p>									
4 7	<p>食品衛生法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>次に掲げる所要の改正</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生食用食肉を取り扱う営業の施設に係る公衆衛生の見地から必要な基準の新設 ②「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」の施行に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員に関する基準の新設 ③その他規定の整理 <p style="text-align: right;">施行日：①平成24年6月1日 ②平成24年4月1日 ③公布の日（一部 平成24年4月1日）</p>									
4 8	<p>島根県立図書館条例の一部を改正する条例</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、島根県立図書館協議会の委員の任命基準について所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成24年4月1日</p>									
4 9	<p>島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、島根県立古代出雲歴史博物館協議会の委員の任命基準について所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成24年4月1日</p>									
5 0	<p>島根県立美術館条例の一部を改正する条例</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、島根県立美術館協議会の委員の任命基準について所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成24年4月1日</p>									

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	5 1	島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法に関し必要な事項を規定 施行日：平成24年4月1日	
	5 2	島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、島根県立高等技術校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練等について所要の改正 施行日：平成24年4月1日	
	5 3	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、県営住宅の入居者資格である同居親族要件に関し必要な事項を規定 施行日：平成24年4月1日	
	5 4	島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、県が行う水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関し必要な事項を規定 施行日：平成24年4月1日	
一 般 事件案 (14件)	5 5	包括外部監査契約の締結について 平成24年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・ 契約金額：16,236,000円を上限 ・ 契約の相手方：野津孝義（弁護士）	
	5 6	全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について 熊本市の政令指定都市移行（平成24年4月）に伴う変更	
	5 7	西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について 熊本市の政令指定都市移行（平成24年4月）に伴う変更	
	5 8	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について 国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項	

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	5 9	宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市の負担について 下水道法に基づく西部処理区の負担額（松江市、出雲市：平成24年度～26年度） 流入水量1立方メートルにつき80.23円で算出した額 根拠法：下水道法第31条の2第1項	
	6 0	権利の放棄について 母子寡婦福祉資金 母子寡婦福祉資金貸付金にかかる債権の請求権の放棄 ・債務者：個人外1名 ・放棄する権利の内容：昭和58年4月1日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額856,800円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	6 1	権利の放棄について 母子寡婦福祉資金 母子寡婦福祉資金貸付金にかかる債権の請求権の放棄 ・債務者：個人 ・放棄する権利の内容：昭和62年1月19日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額1,446,860円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	6 2	権利の放棄について 母子寡婦福祉資金 母子寡婦福祉資金貸付金にかかる債権の請求権の放棄 ・債務者：個人外2名 ・放棄する権利の内容：平成5年4月27日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額864,000円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	6 3	権利の放棄について 母子寡婦福祉資金 母子寡婦福祉資金貸付金にかかる債権の請求権の放棄 ・債務者：個人外1名 ・放棄する権利の内容：平成9年11月5日締結の金銭消費貸借契約に基づく貸付金の未償還額541,392円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	6 4	権利の放棄について 若い農業者就農促進対策事業研修費貸付金 若い農業者就農促進対策事業研修費貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：大田市長 ・放棄する権利の内容：平成6年7月6日締結の若い農業者就農促進対策事業研修費に係る借用証書に基づく貸付金の未償還額750,000円及びこれに係る附帯債務の請求権	
	6 5	財産の貸付について 隠岐の島町が公共牧野として利用するため、元隠岐空港用地454,104.26㎡を無償貸付 ・貸付の相手方：隠岐の島町長 ・貸付の期間：平成24年4月1日から平成34年3月31日まで	

区 分		議案No	議 案 名
		6 6	契約の締結について 一般県道浅利渡津線渡津工区社会資本整備総合交付金（改良）（仮称）江の川トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：2,649,307,500円 工期：議決のあった日の翌日から起算して1,110日目に当たる日 契約の相手方：株式会社鴻池組広島支店 施工場所：江津市松川町太田～渡津町地内
		6 7	変更契約の締結について 広域営農団地農道整備交付金事業安能2期地区（仮称）第4工区トンネル工事 変更契約金額：2,304,029,700円（146,128,500円増額） 工期：平成25年6月27日 契約の相手方：松江土建・フクダ・大福工業特別共同企業体 施工場所：安来市上吉田町～広瀬町地内
		6 8	変更契約の締結について 主要地方道浜田作木線雪田工区社会資本整備総合交付金（改良）伏谷トンネル工事 変更契約金額：644,379,750円（53,229,750円増額） 工期：平成24年3月26日 契約の相手方：今井産業・トガノ建設特別共同企業体 施工場所：邑智郡邑南町伏谷地内
報 告 （3件）	報告1		専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 2件 ・浜田高等学校整備（屋内運動場 建築）工事 1,168,393,800円（13,393,800円増額） ・主要地方道大社日御碕線中山工区社会資本整備総合交付金（改良）工事（仮称）1号トンネル工事 1,026,344,550円（24,644,550円増額）
	報告2		専決処分事件の報告について（損害賠償） 14件 ・交通事故 6件 賠償額合計 826,896円 ・落石事故等 5件 賠償額合計 347,306円 ・その他 3件 賠償額合計 462,230円
	報告3		専決処分事件の報告について（訴えの提起） 1件 中小企業設備近代化資金滞納者等に対する貸金返還等請求訴訟 ・請求金額 2,276,000円